

家庭用省エネ給湯暖房セントラル契約 ＜エコ割契約＞

(選択約款)

白鳥台（１００メガジュール）地区



２０２４年 ８月 １日実施

室蘭ガス株式会社

目 次

1. 適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3

附 則

1. 本選択約款の実施期日	3
-------------------------	---

別 表

1. 適用区分	4
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
3. 料金表A	4
4. 料金表B	4
5. 料金表C	5

家庭用省エネ給湯暖房セントラル契約＜エコ割契約＞ 選択約款 白鳥台（１００メガジュール）地区

1. 適用

- (1) この選択約款は、当社が定める小売供給約款（白鳥台地区）の別表第１の供給区域で、この選択約款の適用条件を満たすお客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款と併せて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款の変更を必要と判断した場合、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) この選択約款を変更する場合の手続きは、ガス小売供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「潜熱回収型給湯暖房システム」とは、消費機器のうち排気潜熱を回収することで熱効率を向上させたガス給湯暖房機器を設置し、温水を循環させ暖房するとともに給湯もできるシステムをいいます。
- (2) 「ガス発電・給湯暖房システム」とは、消費機器のうちガスで発電し、発電時の排熱を利用し、温水を循環させ暖房する、もしくは給湯できるシステムをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に、地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (7) 「１００メガジュール地区」とは熱量１００、４６５２メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、家庭用として「潜熱回収型給湯暖房システム」もしくは「ガス発電・給湯暖房システム」を専用住宅または併用住宅に設置し、主として住居部分でガスを使用する場合で、その同一需要場所におけるガス使用量を１個のガスメーターで計量する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用の開始日は、原則として契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間についてはガス小売供給約款の料金表を適用いたします。ただし、他の選択約款からこの約款へ契約を変更する場合は、その選択約款の料金表を適用いたします。
- (4) 1需要場所に設置されている複数のガスメーターで計量されているものを1個のガスメーターで計量するための工事を行ってこの選択約款を適用する場合には、その工事日は原則として契約申込後の初回定例検針日以降とし、料金適用の開始の日は、工事を行った日が含まれる料金算定期間の初日といたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、100メガジュール地区は(2)－①－iiにより算定した平均原料価格が(2)－①－iに定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(2)のとおりといたします。

① 100メガジュール地区

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（0.1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.219円×原料価格変動額／1,000円×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（0.1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.219円×原料価格変動額／1,000円×（1＋消費税率）

（備考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 100メガジュール地区

i) 基準平均原料価格（トン当たり）

43,800円

ii) 平均原料価格（トン当たり）

別表2（2）、（3）に定められたCP・MB合成指標により算定したトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（備考）

トン当たりLPG平均価格は、当社の本社、又は当社の営業所及び事務所等に掲示いたします。

② 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

この選択約款は、2024年 8月1日から実施いたします。

(別 表)
 家庭用省エネ給湯暖房セントラル契約<エコ割契約>
 白鳥台(100メガジュール)地区に適用する料金表

1. 適用区分

(1) 100メガジュール地区

料金表A 使用量が0.0立方メートルから25.1立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25.1立方メートルを超え、45.7立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が45.7立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

料金算定期間の末日が属する月の早収料金の算定にあたっては、料金算定期間の末日が属する月を当月とし、(3)の算式による平均原料価格(CP・MB合成指標)に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 当月の平均原料価格(CP・MB合成指標)＝

(前々月合成CP×前々前月TTS+前々月中東フレート)×70%+

((前々前月MB+前々前月MB調達経費)×前々前月TTS+前々月北米フレート)×30%
 +前々月輸送費

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
 (小数点以下の端数については切り捨てることといたします。)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表A(消費税等相当額(10%)を含みます。)

(1) 100メガジュール地区

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,530.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

0.1立方メートルにつき	25.12円
--------------	--------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B(消費税等相当額(10%)を含みます。)

(1) 100メガジュール地区

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,916.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

0.1立方メートルにつき	19.60円
--------------	--------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額（10%）を含みます。）

(1) 100メガジュール地区

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,876.30円
------------------	-----------

② 基準単位料金

0.1立方メートルにつき	17.50円
--------------	--------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。